

多核種除去設備等処理水の取扱いに関する書面での意見公募要領

令和2年4月6日

(令和2年5月11日 改訂)

(令和2年6月12日 改訂)

(令和2年7月10日 改訂)

廃炉・汚染水対策チーム 事務局

多核種除去設備等処理水の取扱いについては、多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会（以下「小委員会」）において風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を行い、令和2年2月10日に報告書が公表されました。当該報告書において、処分方法の決定のみならず、併せて講ずべき風評被害対策についても取りまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者を始めとした幅広い関係者に意見を聞くべき、との提言がなされました。また、同年3月には、東京電力から小委員会の報告を踏まえた、現時点での検討素案が示されました。こうした内容につきまして、幅広い関係者の御意見を伺うことを目的として、「御意見を伺う場」の開催と併せて、書面での意見募集を行います。

書面での意見提出を御希望する方は、以下の要領により御意見を御提出ください。

(1) 提出方法

意見提出を御希望される方は、提出用の様式に以下の内容を記載し（任意）、電子政府の総合窓口、電子メール、FAX又は郵送にて以下（3）の提出先まで御提出ください。（電話等による提出は受け付けておりません）。

- ・意見提出者の氏名、連絡先（電話番号、住所等）
- ・職業、勤務先・学校名（個人の場合）
- ・団体名、団体の所在都道府県（団体の場合）

(2) 意見募集期間

令和2年4月6日（月）～令和2年7月31日（金）（必着）

※郵送の場合、消印有効

(3) 提出先

- ① 電子政府の総合窓口による場合：<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>
※電子政府の総合窓口の意見提出フォームを利用される際、2000字を超える場合には、複数回に分けての御提出をお願いいたします。
- ② 電子メールによる場合：takakushu-iken@meti.go.jp
件名を「書面による意見提出」とご記入ください。

③ FAXによる場合：03-3580-0879

廃炉・汚染水対策チーム事務局 宛

④ 郵送による場合：〒100-8931 東京都千代田区霞が関 1-3-1 経済産業省別館 5階 526

廃炉・汚染水対策チーム事務局 宛

※封書に「書面による意見提出」と赤字で御記入ください。

(4) 提出に当たっての注意事項

・意見の提出につきましては、日本語に限ります。

(5) その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。寄せられた御意見に対しては、後日、一括して政府の考え方を公表いたします。

また、意見募集期間の終了後に提出された意見、多核種除去設備等処理水の取扱い以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、御提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。(公表の際に匿名を希望される場合は、御意見提出の際、その旨お書き添えいただきますよう、お願いいたします。)

ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。